

平成 29 年度「チャレンジショップ」 出 店 者 募 集 要 項

1. チャレンジ支援事業の目的

とちぎ男女共同参画センター（以下、「センター」という）に設置するチャレンジショップにおいて、商品等の販売やサービスの提供、カフェ・レストラン経営などの起業を考えチャレンジする女性を対象に、実践を学ぶ場と起業に必要な情報等を提供することで、「自分の店を持ちたい」という想いの実現に向けた支援を行い、女性活躍を推進する。

2. センターの概要

- (1) 所在地 宇都宮市野沢町 4 - 1
- (2) 休館日 月曜日、祝休日、年末年始（12/29～1/3）、施設点検日（6/3）
- (3) 開館時間 午前 9 時から午後 9 時（日曜日は午後 5 時まで）

3. 募集概要

(1) 募集区画

A 区画 27.3 m²

B 区画 27.3 m²+54.6 m²（厨房）

但し、B 区画は厨房を使用せず 27.3 m²のみの使用も認める

(2) 募集期間

平成 29 年 2 月 23 日（木）から平成 29 年 3 月 10 日（金）まで

(3) 出店期間

第 1 期 平成 29 年 5 月 2 日（火）から平成 29 年 7 月 30 日（日）まで

第 2 期 平成 29 年 8 月 1 日（火）から平成 29 年 10 月 31 日（火）まで

第 3 期 平成 29 年 11 月 1 日（水）から平成 30 年 1 月 31 日（水）まで

申請できる期間は上記期間のうち、1 期間のみとする。

(4) 応募対象者

出店の申請を行うことができる者は、栃木県内に在住または通勤・通学している女性で、この事業の目的を十分に理解し、自ら起業に向けてチャレンジする者（創業間もない者を含む）で、個人またはグループ、団体であること。なお、グループまたは団体が申請する場合は、その代表者が女性であること。但し、暴力団員、暴力団準構成員及び暴力団関係業者でないこと。原則、既出店者を除く。

4. 出店場所

出店場所はとちぎ男女共同参画センター（以下センター）の正面北側スペース内に設けた A 区画（27.3 m²）または B 区画（27.3 m²）+厨房（54.6 m²）。

5. 出店時間

3 募集概要の出店期間のうち、センター開館日の 9 時から閉館時間 30 分前の中で承認された日と時間帯。

6. 出店内容

出店できる内容は、次のいずれかに該当するものであること。

- (1) カフェ、レストランの経営
- (2) 商品等の販売
- (3) サービスの提供
- (4) コミュニティスペースの運営
- (5) その他、センター所長が適切と認めたもの。

但し、他の出店者の営業に支障をきたす場合を除く

7. 出店料

A 区画：1 月あたり 5 千円。

B 区画：1 月あたり 5 千円。

但し、B 区画において厨房を利用する場合は 1 月あたり別途 1 万円を徴収する。

なお、出店にかかる電気、水道料金、ガス代は、出店料に含むものとする。

上記金額は、日数に依らず定額とする。

出店料は、毎月 15 日までに納付するものとする。

月途中の撤退であっても、日割り計算による返金はしない。

8. 現地説明会

開催日時：平成 29 年 2 月 22 日（水）10 時から 12 時

原則、現地説明会への参加を要する。

9. 応募方法

出店希望者は上記 3 募集概要（2）の募集期間中に、出店申請書（様式 1 および 2）等必要な書類をセンターへ提出すること。

10. 審査会

(1) センターが設置する審査会において、審査員は提出書類を参考に申請内容について審査し、出店の可否を判断する。

(2) 審査会は、3 名以上で構成する。

次のいずれかに該当するとき、審査会は出店を承認しない。

① 当該事業の目的またはセンターの設置の目的に反すると認められるとき。

② センターにおける秩序を乱し、または善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

- ③集团的にまたは常習的に暴力不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- ④センターの施設もしくは設備または備品等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- ⑤申請内容がセンターの事業に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- ⑥申請内容を審査した結果、承認すべきでないと判断されたとき。
- ⑦栃木県暴力団排除条例の主旨に反すると認められるとき。
- ⑧その他センターの管理上支障等があると認められるとき。

11. 審査結果

センター所長は審査結果を平成 29 年 3 月 31 日（金）までに申請者に文書で通知する。

12. 出店の承認の取消し等

センター所長は、次のいずれかに該当するときは、出店の承認を取り消し、または出店を制限し、もしくは出店の停止を命じる。

- (1) 出店者が出店の目的に違反して出店したとき。
- (2) 出店者が偽りその他不正の手段によって出店の承認を受けたとき。
- (3) 出店者が「10. 審査会の①から⑧」のいずれかに該当するに至ったとき。
- (4) 出店者がこの要項およびとちぎ男女共同参画センターの設置および管理に関する条例ならびにとちぎ男女共同参画センターの管理運営に関する規則の規定に違反したとき。
- (5) センターが災害その他の事故により使用できなくなったとき。
- (6) その他センター所長が特に必要と認めたとき。

13. 出店前後の手続きとながれ

- (1) 現地説明会への参加
- (2) 出店申請所（様式 1）および出店計画書（様式 2）の提出
- (3) 審査会の実施
- (4) 出店承認証（様式 3）の発行
- (5) 出店準備（営業に必要な各種手続きを含む）
- (6) 出店事前説明会（各出店期間前）
- (7) 出店
- (8) 出店料等の納付
- (9) 出店期間終了後 10 日以内に、出店結果報告書（様式 4）を提出

14. 遵守事項

出店者は、次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 関係法令等を遵守し、許可、申請等の手続きは出店者において行うこと。
- (2) 出店品の搬入、搬出ならびに出店準備は出店者において行うこと。

- (3) 出店品の搬入、搬出を含む出店期間中において、災害、事故および盗難等による出店品の破損、紛失等トラブルについては、センターはその責を一切負わないこと。
- (4) 定められた必要書類を遅滞なく提出すること。
- (5) センターの施設または設備を改変あるいは損傷しないこと。万一、センターの施設または設備を損傷し、または滅失させたときは、直ちにその旨をセンター所長に届け出て、その指示を受けること。
- (6) 他の来所者に危害または迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (7) あらかじめセンター所長の承認を受けた場合のほか、ポスターやチラシ等の貼付を行わないこと。
- (8) 出店を終了したときは、その出店に係る施設および設備を原状に回復すること。
出店の承認を取り消されたときも同様とする。
- (9) やむを得ない事情により、出店を辞退・撤退する場合には、速やかに申し出ること。
- (10) その他センター所長が指示したこと。

15. その他

- (1) 出店期間中において、センターは出店者に対し、創業支援機関等による指導助言、創業支援機関等の事業紹介、その他出店者の活動の発展に寄与すると考えられる支援を行う。
- (2) 出店に必要な食品営業許可等の諸手続きについては、各出店者において行うこと。
- (3) 出店に関しての盗難や事故などについて全て出店者の責任とする。
- (4) 準備や後片付けを含めて、発生したゴミは出店者が持ち帰り、その都度清掃を行うこと。
- (5) 交通費・FAX・電話・コピー等の費用は出店者の負担とする。
- (6) 募集要項に記載のない事項については、センター所長が定めるものとする。
- (7) 平成 29 年度栃木県予算の成立状況により、事業の中止又は変更等を行うことがある。